

令和3年度募集分 短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換事業者募集に関するQ&A

	件名	質問	回答	日付
1	協議時に申請した居室と転換後の使用居室について	転換後の居室形態を従来型個室にて申請し選定された場合、事業開始後において、利用者の性別や身体状況等を勘案し、特養に転換した居室を短期入所用として利用し、また入所者用の居室を短期入所用として一時的に利用することは可能か。(転換後の特養の定員と短期入所の定員に変更はない。)	<p>転換協議にあたっては、今回転換する居室がどこなのかを明確にして協議書類を提出していただきます。採択された場合、協議時に転換する居室として出された居室は特別養護老人ホームの居室として使用していただく必要があります。</p> <p>ただし、利用者の状況によりやむを得ず異なる居室を使用する場合は一時的であれば可能ですが、常態化しないよう留意してください。なお、その場合でも転換後の特別養護老人ホームの定員と短期入所生活介護の定員は遵守してください。</p> <p>(追加) ユニット型の場合は、ユニット単位での転換になりますので、転換したユニットは特別養護老人ホームの居室として使用しなければなりません。一時的に短期入所用に使用することはできません。</p>	R3.4.12 R3.4.16追加
2	選定基準について(居室形態)	申請の段階でユニット型個室・従来型個室・プライバシー多床室・多床室の違いによって選定される確率は変わるのか	申請の段階で居室形態により選定の確率に変わりはありませんが、募集要項P9の選定基準「4転換後の居室の形態」の項目により、転換後の居室形態によって評価点数が異なります。	R3.4.12
3	選定基準について(居室形態)	転換後の居室形態で、従来型個室と多床室が混ざっている場合、点数はどの区分になるのか。(募集要項P9選定基準「4転換後の居室の形態」)	転換後の居室形態について、従来型個室と多床室が混在する場合は、「多床室(配分点数0点)」の区分として採点します。	R3.4.12
4	サービス活動収益について	サービス活動収益対経常増減差額比率のサービス活動とは、特養のことか短期入所のことか。または法人全体のことか。	募集要項P4「8留意事項」中のサービス活動収益対経常増減差額比率は、法人全体のことです。	R3.4.12

	件名	質問	回答	日付
5	転換協議書について	「法人の現況報告書」「法人決算書・財産目録」について直近2か年分とは、平成30年度分と令和元年度分でよいか。	「法人の現況報告書」「法人決算書・財産目録」については、令和元年度分と令和2年度分のご提出をお願いします。令和2年度分について転換協議書締切日（R3.6.25）までに提出が難しい場合は、平成30年度分と令和元年度分を提出いただき、後日令和2年度分の提出をお願いします。	R3.4.16
6	利用者等への説明について	利用者等への説明状況について、採択が決定していない段階での説明ができないため、実施しなくてもよいか。その場合、転換協議書の「(6)利用者等への説明状況」は提出不要か。	採択が決定していない中での説明にはなりますが、採択された場合という前提でご説明をお願いします。 短期入所生活介護の定員が減少するため、利用者や居宅介護事業所等の関係機関への説明は必ず行っていただき、転換協議書の「3施設の運営方針等について」の「(6)利用者等への説明状況」にその経過をご記入ください。 なお、説明の際は、採択が決定したとの誤解をまねかないようご注意ください。	R3.4.16